

黒石市キャッシュレス決済導入支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内の店舗又は事業所にキャッシュレス決済を導入している事業者に支援金を交付します。

1 支援金の対象

店舗又は事業所（以下「店舗」という。）の所在地が市内にある法人又は個人事業者で、かつ、対面で金銭の授受を行っているもののうち、以下の申請条件すべてに該当するもの。

【申請条件】

- ① **令和2年4月16日（青森県が緊急事態宣言の対象地域となった初めての日）から令和4年1月31日まで**の間に、キャッシュレス決済（**クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等**）を初めて又は追加で導入し、支援金受給後もキャッシュレス決済を1年以上継続して運用すること。
- ② 申請時点で市税等の滞納がないこと。（申請者の納税状況は、市が調査します。）
- ③ 法令及び公序良俗に反していないこと。
- ④ 黒石市暴力団排除措置要綱（平成24年黒石市告示第103号）第2条第8号に規定する排除対象者でないこと。

2 支援金の額

キャッシュレス決済を導入している1店舗につき、3万円（定額）とし、1交付対象者の上限額は9万円。

- ① 市内に所在するものに限ります。
- ② 対象店舗が2件以上ある場合は、3件まで申請可能です。
- ③ 営業許可を受けたタクシー事業者、自動車運転代行業者、自動車による移動販売者の場合は、事業の用に供する自動車1台につき1店舗とみなします。

3 申請期間・方法

【申請期間】 令和3年12月9日（木）から 令和4年2月7日（月）まで
ただし、予算額に達し次第、申請受付を終了します。

【申請方法】 必要書類をすべてご用意のうえ、市商工課へ持参してください。

4 申請書類

【申請書】 黒石市ホームページからダウンロード、又は黒石市産業会館1階に備え付け

- 【添付書類】
- ① キャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約内容が分かる書類の写し
 - ② キャッシュレス決済の導入の完了を確認できる写真
 - ③ 申請者本人（法人の場合は、代表者）名義の振込先口座の写し（表紙、及び口座名義人のフリガナが書かれている部分）
 - ④ 申請者本人（法人の場合は、代表者）の身分証明書の写し
 - ⑤ 直近年度の納税証明書（市外に住所を有する個人事業者に限るものとし、申請時点で市税等の滞納がないことを証する内容のもの。）
 - ⑥ 自動車検査証の写し（『2 支援金の額 ③』に該当する者に限る。）

【その他】

※ 2件以上申請する場合は、対象店舗ごとに①、②及び⑥の提出が必要です。

※ 申請内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので予めご了承ください。

5 提出先・問合せ先

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1（黒石市産業会館3階）

黒石市 商工観光部 商工課 産業推進係 ☎0172-52-2111（内線641・642）